



平成 27 年 5 月 13 日

各位

会社名 アイシン精機株式会社

代表者名 取締役社長 藤森 文雄

(コード : 7259、東証・名証第 1 部)

問合せ先 経理部長 間宮 友廣

(TEL. 0566-24-8265)

会社名 シロキ工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 松井 拓夫

(コード : 7243、東証・名証第 1 部)

問合せ先 経理部長 楓 力考

(TEL. 0533-93-1269)

アイシン精機株式会社とシロキ工業株式会社による
株式交換を通じた経営統合に関する株式交換比率合意のお知らせ

アイシン精機株式会社（以下「アイシン精機」）及びシロキ工業株式会社（以下「シロキ工業」）は、平成 26 年 12 月 19 日に経営統合に関する基本合意書を締結して経営統合に関する検討を進めてまいりましたが、本日、アイシン精機を完全親会社、シロキ工業を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）に関して、下記の条件で行うことを合意しましたので、お知らせいたします。なお、本株式交換の実施は、公正取引委員会等の国内外の関係当局の許認可の取得及びシロキ工業の株主総会の承認等を条件としております。また、アイシン精機は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会の承認を経ることなく簡易株式交換として行う予定です。

本株式交換の効力発生日（平成 28 年 4 月 1 日（予定））に先立つ平成 28 年 3 月 29 日に、シロキ工業株式は上場廃止（最終売買日は平成 28 年 3 月 28 日）となる予定です。

記

1. 経営統合の目的等

（1）経営統合の目的

これまでアイシン精機は、車体部品を事業の大きな柱として位置づけ、外装品から機能部品まで車体部品のほとんどを手がける幅広い品揃えに加え、世界トップシェアを誇るパワースライドドア等電子制御を加えたシステム商品を強みとして事業を拡大してきましたが、さらなる成長のためには、開発リソースの効率的な運用が急務となっています。

一方、シロキ工業は、長年にわたり蓄積した独自の技術をベースに、コスト競争力やア

ルミ等を活用した軽量化に優れたものづくりを強みとし、ドアフレームをはじめ自動車用外装部品やシート、ウィンドレギュレータ等機能部品の分野で成長してきました。近年は海外での事業展開を加速しておりますが、まだその途上にあります。

今後、完成車メーカーがますますグローバル化を加速していく中で、新興国を中心とするコスト競争の激化に加え、軽量化や安全面でのさらなる技術開発ニーズ拡大も予想されます。

こうした環境下でそれぞれの課題に対応し持続的に成長し続けるために、両社は今回、経営統合による競争力強化を決断するに至りました。グローバル拠点の相互活用による生産体制の最適化に加え、アイシン精機はシステム・モジュール製品、シロキ工業は外装・機能部品へ集中することによる開発リソースの効率化、さらには顧客基盤を相互活用した拡販等、様々な相乗効果が期待できます。なお、シート部品については、両社からトヨタ紡織株式会社（以下「トヨタ紡織」）に譲渡予定の事業以外は今後もさらに強化してまいります。

今後は、アイシン精機の技術開発力やグローバル供給力、シロキ工業の低コスト技術や幅広いお客様のニーズに対する小回りの利くものづくりの力等、両社の強みを結集し、一体となってグローバル市場での成長をめざしていきます。

（2）経営統合後の再編等

外装・機能部品（ドアフレーム、モール、ウィンドレギュレータ、シートアジャスター／シートリクライナ（両社からトヨタ紡織へ譲渡されるシート事業を除く）、バックドアロック及びトランクロック等）は、シロキ工業に集約していきます。また、アイシン精機はシステム・モジュール製品にリソースを集中していきます。

（3）経営統合後のシロキ工業の社名、本社所在地、従業員等の基本事項

シロキ工業については、現状の社名と本社所在地を維持します。従業員についても、雇用の維持を前提に事業集約・経営統合を行います。また、アイシン精機から役員を派遣し、グループとしての連携体制を強化していきます。

2. 経営統合の要旨

（1）経営統合の日程

基本合意書承認の取締役会決議日（両社）	平成26年12月19日
基本合意書締結日（両社）	平成26年12月19日
株式交換比率合意、公表日（両社）	平成27年5月13日（本日）
株式交換契約締結日（両社）	平成27年12月下旬（予定）
臨時株主総会基準日（シロキ工業）	平成28年1月上旬（予定）
株式交換契約承認臨時株主総会（シロキ工業）	平成28年2月下旬（予定）
上場廃止日（シロキ工業）	平成28年3月29日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成28年4月1日（予定）

(注) 経営統合の日程については、経営統合に関する国内外の関係当局の許認可、登録、届出等の対応の要否、状況その他諸般の事情に照らし、必要に応じて変更することがあります。また、本株式交換の実施は、両社がトヨタ自動車株式会社又はトヨタ紡織に直接供給しているシート部品事業のトヨタ紡織への譲渡が前提となっております。

(2) 経営統合の方式

アイシン精機を完全親会社、シロキ工業を完全子会社とする株式交換を行う予定です。シロキ工業の株主には、本株式交換の対価として、アイシン精機の普通株式が割り当てられる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	アイシン精機 (株式交換完全親会社)	シロキ工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.074

(注1) 株式の割当比率

アイシン精機は、本株式交換によりアイシン精機がシロキ工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」）における、シロキ工業の普通株式1株に対して、アイシン精機の普通株式0.074株を割当交付いたします。ただし、アイシン精機が保有するシロキ工業の普通株式（本日現在、11,254千株）については、本株式交換による割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

アイシン精機は、本株式交換に際しては、新規の株式発行は行わない予定であり、アイシン精機は、その保有する自己株式12,066千株（予定）を本株式交換による株式の割当てに充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、アイシン精機の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるシロキ工業の株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、アイシン精機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、アイシン精機に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びアイシン精機の定款の規定に基づき、アイシン精機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、アイシン精機に対して、その保

有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元（100 株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、アイシン精機の 1 株に満たない端数の交付を受けることとなるシロキ工業の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、アイシン精機が当該端数部分に応じた金額をお支払いします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

シロキ工業は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

アイシン精機及びシロキ工業は、本株式交換に用いられる上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」）の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定を依頼することとし、アイシン精機はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）を、シロキ工業は大和証券株式会社（以下「大和証券」）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

アイシン精機及びシロキ工業は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた本株式交換比率の算定結果を参考に、両社それが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、シロキ工業の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、アイシン精機及びシロキ工業は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

アイシン精機は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、アイシン精機及びシロキ工業から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定しました。なお、みずほ証券は、アイシン精機及びシロキ工業の関連当事者には該当せず、アイシン精機及びシロキ工業との間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、アイシン精機については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日である平成 27 年 5 月 12 日を基準日として、金融商品取引所におけるアイシン精機株式の平成 27 年 2 月 13 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、平成 27 年 4 月 13 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均

値、及び基準日終値を基に分析しております。) を採用して算定を行いました。

シロキ工業については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日である平成27年5月12日を基準日として、金融商品取引所におけるシロキ工業株式の平成27年2月13日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成27年4月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、また、シロキ工業には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」)を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、各評価方法によるアイシン精機の普通株式1株に対するシロキ工業の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.073～0.074
類似会社比較法	0.044～0.107
DCF法	0.074～0.107

みずほ証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し(ただし、後記シロキ工業の利益計画の中で、将来年度における大幅な業績変動について、不確定要素を鑑み、みずほ証券がアイシン精機の同意を得て一定の修正を加えております。)、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、本株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社並びにその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提しております。また、かかる算定において参照したシロキ工業の財務見通しについては、シロキ工業により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年5月12日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提しております。

なお、みずほ証券が提出した本株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

アイシン精機は、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けること並びに掛かる前提条件について一定の修正若しくは判断を加えることに同意することを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提としたシロキ工業の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

他方、シロキ工業は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、アイシン精機及びシロキ工業から独立した第三者算定機関である大和証券を選定しました。なお、大和証券は、アイシン精機及びシロキ工業の関連当事者には該当せず、アイシン精機及びシロキ工業との間で重要な利害関係を有しません。

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用するとともに、両社ともに比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更にシロキ工業については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。

市場株価法では、金融商品取引所における両社の株価について、（1）平成 27 年 5 月 12 日（以下、「基準日①」）を基準日として、基準日①の終値、アイシン精機の平成 27 年 3 月期決算発表日である平成 27 年 4 月 28 日から基準日①までの期間の終値平均値、基準日①までの 1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の終値平均値、並びに（2）「アイシン精機株式会社とシロキ工業株式会社による株式交換を通じた経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」が公表された平成 26 年 12 月 19 日（以下、「基準日②」）を基準日として、基準日②の終値、基準日②までの 1 週間、1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の終値平均値を採用して算定しております。

なお、大和証券が DCF 法による算定の基礎としたシロキ工業の財務見通しには、大幅な増減益が見込まれている年度があります。具体的には、平成 28 年 3 月期については、北米での販売増加等による大幅な増益、また平成 29 年 3 月期については、インドでの事業展開の推進等による大幅な増益、また平成 31 年 3 月期については、北米及び中国での新モデル立ち上げ等による大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

アイシン精機株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法（基準日①）	0.073～0.074
市場株価法（基準日②）	0.055～0.058
類似会社比較法	0.053～0.066
DCF 法	0.073～0.101

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりませ

ん。加えてシロキ工業の事業見通し及び財務予測については、シロキ工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成28年4月1日（予定）をもって、アイシン精機はシロキ工業の完全親会社となることから、完全子会社となるシロキ工業の普通株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部の上場廃止基準により、所定の手続を経て平成28年3月29日に上場廃止（最終売買日は平成28年3月28日）となる予定です。

上場廃止後は、シロキ工業の普通株式を金融商品取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日においてシロキ工業の株主の皆様に割り当てられるアイシン精機の普通株式は東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本株式交換により、アイシン精機の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式をアイシン精機から買い増すことも可能です。かかる取扱いの概要につきましては、上記2.(3)(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.(3)(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照下さい。

(4) 公正性を担保するための措置

アイシン精機及びシロキ工業は本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

アイシン精機は、アイシン精機株主のために、アイシン精機及びシロキ工業から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式交換に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、アイシン精機は、みずほ証券から、本株式交換の株式交換比率がアイシン精機の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、シロキ工業は、シロキ工業株主のために、アイシン精機及びシロキ工業から独立した第三者算定機関である大和証券から本株式交換に関する算定書を取得しました。算定書の

概要是上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、シロキ工業は、大和証券から、本株式交換の株式交換比率がシロキ工業の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

アイシン精機は、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、アイシン精機及びシロキ工業との間で重要な利害関係を有しません。

他方、シロキ工業は、本株式交換の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、アイシン精機及びシロキ工業との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に際しては、シロキ工業は、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

① シロキ工業における利害関係を有する監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

シロキ工業の監査役のうち、アイシン精機の常務役員を兼務している伊藤慎太郎氏は、利益相反を回避する観点から、本株式交換に係るシロキ工業の取締役会の審議には参加せず、何等の意見表明も行っておらず、シロキ工業の立場でアイシン精機との本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。

シロキ工業の取締役会における本株式交換に関する議案は、シロキ工業取締役の全員一致により承認可決されており、かつシロキ工業の監査役のうち上記の伊藤氏を除く全ての監査役が本株式交換に異議がない旨の意見を述べております。

② 第三者委員会の設置

シロキ工業は、本株式交換に係る意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、アイシン精機及びシロキ工業と利害関係を有しない独立した外部の有識者である、佐野哲哉氏（公認会計士、グローウィン・パートナーズ株式会社）、小板橋貴尚氏（フロネシス・パートナーズ株式会社）及び仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所）の3名により構成される第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(1) 本株式交換の目的の合理性、(2) 本株式交換の対価の公正性・妥当性、(3) 本株式交換の手続の適法性・公正性及び(4) 上記(1)乃至(3)を前提に、本株式交換がシロキ工業の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮詢いたしました。

第三者委員会は、平成27年4月2日から平成27年5月12日までに、会合を合計6回開

催したほか、情報収集を行い、必要に応じて臨時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、シロキ工業から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、シロキ工業の企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受けており、また、大和証券から本株式交換における株式交換比率の評価並びに株式交換比率の交渉経緯及び決定過程に関する説明を受けており、シロキ工業の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換に係るシロキ工業の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。

その結果、シロキ工業は、平成27年5月12日付で、第三者委員会より、(i) 上記(1)に関しては、本株式交換の目的は合理的なものと認められること、(ii) 上記(2)に関しては、本株式交換において対価の公正性及び妥当性は確保されていると認められること、(iii) 上記(3)に関しては、本株式交換において手続の適法性及び公正性は確保されていると認められること、(iv) 上記(4)に関しては、これら(i)から(iii)から、本株式交換はシロキ工業の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の答申書を入手しております。

4. シロキ工業の上場廃止の見込み

本株式交換を実施した場合には、効力発生日をもってシロキ工業はアイシン精機の完全子会社となりますので、それに先立ち、シロキ工業は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の有価証券上場規程及び上場廃止基準に従って上場廃止となる予定です。

5. 本株式交換の当事会社の概要

(平成27年3月31日現在。特記しているものを除く。)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	アイシン精機株式会社	シロキ工業株式会社
(2) 所 在 地	愛知県刈谷市朝日町2丁目1番地	神奈川県藤沢市桐原町2番地
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 藤森 文雄	代表取締役社長 松井 拓夫
(4) 事 業 内 容	自動車部品（ドライブトレイン、ボディ、ブレーキ&シャシー、エンジン、情報関連）、住生活・エネルギー関連製品（ミシン、ベッド、GHP）、福祉関連製品の製造・販売	自動車用内装機能部品・車体外装部品、鉄道車両用シートの製造、販売
(5) 資 本 金	45,049百万円	7,460百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和40年8月31日	昭和21年3月18日
(7) 発 行 済 株 式 数	294,674,634株	89,003,624株
(8) 決 算 期	3月31日	3月31日
(9) 従 業 員 数	(連結) 94,748名	(連結) 3,647名

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社				
(10) 主要取引先	トヨタ自動車(株) ダイハツ工業(株) 日野自動車(株)	トヨタ自動車(株) トヨタ紡織(株) スズキ(株)				
(11) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)三井住友銀行	三菱UFJ信託銀行(株) (株)三菱東京UFJ銀行				
(12) 大株主及び持株比率	トヨタ自動車(株) 22.25% (株)豊田自動織機 7.03% 日本トラディ・サービス信託 3.35% 銀行(株) (信託口)	トヨタ自動車(株) 19.80% 東京急行電鉄(株) 13.08% アイシン精機(株) 12.64%				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	アイシン精機はシロキ工業株式を 11,254 千株保有しております。					
人的関係	アイシン精機の常務役員 1 名がシロキ工業の監査役を兼任しております。					
取引関係	両社間で車体部品に関する製品売買等の取引があります。					
関連当事者への該当状況	該当ありません。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)						
決算期	アイシン精機 (連結)			シロキ工業 (連結)		
	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
連結純資産	1,136,343	1,328,503	1,532,693	35,701	40,379	44,311
連結総資産	2,248,100	2,587,623	2,930,208	70,001	78,960	85,147
1株当たり連結純資産(円)	3,038.88	3,542.60	4,108.86	400.59	452.74	494.33
連結売上高	2,529,964	2,822,215	2,963,971	109,850	117,937	125,273
連結営業利益	148,892	171,196	165,752	2,506	2,730	2,210
連結経常利益	158,725	189,462	188,026	3,063	3,251	2,932
連結当期純利益	77,518	90,089	77,318	1,586	2,036	1,721
1株当たり連結当期純利益(円)	275.05	319.48	273.87	17.90	22.97	19.42
1株当たり配当金(円)	75.00	95.00	95.00	5.00	5.00	5.00

(注) シロキ工業の経営成績及び財政状態について、受取ロイヤリティー等は、従来「営業外収益」に計上していましたが、平成27年3月期第1四半期連結会計期間から「売上高」に含めて計上することに変更したため、平成26年3月期において、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

6. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名 称	アイシン精機株式会社	
(2) 所 在 地	愛知県刈谷市朝日町2丁目1番地	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 藤森 文雄	
(4) 事 業 内 容	自動車部品（ドライブトレイン、ボディ、ブレーキ&シャシー、エンジン、情報関連）、住生活・エネルギー関連製品（ミシン、ベッド、GHP）、福祉関連製品の製造・販売	
(5) 資 本 金	45,049百万円	
(6) 決 算 期	3月31日	
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。	
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。	

7. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、アイシン精機の連結財務諸表上、現行の企業結合会計基準では、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点では未定です。

8. 今後の見通し

本株式交換の株式交換比率合意による当期業績予想に変更はございません。当期以降の業績に与える影響につきましては、今後判明、確定次第開示いたします。

以上